

令和6年度 第1回 西気賀小学校運営協議会

日時：令和6年5月16日（木）13：30～

場所：西気賀小学校 音楽室



1・2年生（7人）

3・4年生（12人）



5・6年生（6人）

運営協議会次第

- 1 開催要件確認(司会：教頭)
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 会長の選出(委員の中から互選)
- 7 副会長の指名(会長が指名)
- 8 議長の選出(出席した委員の中から互選)
- 9 令和5年度協議会自己評価の確認(会長)
- 10 熟議 (議長： 記録：CSディレクター間渕)
 - (1) 学校運営の基本方針の説明(昨年度第4回で承認済)(校長)
 - (2) いじめ防止基本方針について(校長)
 - (3) 夢育やらまいか事業に対する意見書について(教頭)
 - (4) その他
- 11 報告
- 12 連絡事項
 - (1) 今後の学校運営協議会の予定
 - 第2回…7/23日(火)13:30～
内容：担任による各学年のカリキュラムマネジメントの説明
支援方法についての熟議
 - 第3回…11/21(木)13:30～ ○第4回… 2/14(金)15:00～
 - (2) 西気賀小学校年間計画
 - 自由参観会 … 6/27(木) ④⑤校時【10:40～12:20】
⑤3～6年学校保健委員会
11/21(木) ⑤校時【11:35～12:20】
 - ふれあい花壇… 6/ 6(木)・10/29(火)昼活動【13:40～13:55】
- 11 その他

令和6年度 西気賀小学校学校運営協議会委員(7名)

氏 名	役 職 等
柴田 昌男	育てる会会長・下村民生児童委員
山崎 和久	中区自治会長（自治会長代表）
西岡由紀子	中区民生児童委員
杉浦 雅巳	寸座民生児童委員
柳瀬 幸一	和船ボランティア会長
縣 智美	元PTA会長
名倉 敦子	PTA 会長代理

【学校支援コーディネーター】

氏 名	役 職 等
西岡由紀子	中区民生児童委員
縣 智美	元PTA会長
佐藤 憲孝	下村子ども会

【学校】

村松 昌彦	校長
徳増 弘宣	教頭
間渕由利子	CS ディレクター

熟 議

(1) 学校運営基本方針の説明について

(2) いじめ防止基本方針について

(3) 夢育やらまいか事業について

(4) その他

(様式1)

令和5年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立西気賀小学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 校長から学校運営の基本方針について丁寧な説明があり、実際の活動を具体的に教えていただき、熟議ができた。
- 本年度は、スポーツフェスティバルに地域の方の参加があったり、各学年の学習に地域人材が参加したりして、「地域とともに歩む」姿勢が強く感じられた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- 学校支援活動について熟議を進めることができた。
- 子供たちの活動を実際に見る機会が多くあったことがよかった。また、第2回の運営協議会では、担任と直接話す機会があり、教員の思いや困り事、児童の日頃の様子などを聞くことができ、今の西気賀小学校に何が必要かを考えることができた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- CS便りの発行や回覧、ホームページでの公開については行っているが、ホームページにアクセスしづらい。QRコードなどを使用してブログなど閲覧できるような環境を作ったらどうか。CSのページについてもアクセスしやすくすれば、地域の方や保護者がたくさん閲覧してくれると思うので、工夫が必要。

<評価項目4> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 来年度も「地域とともに歩む学校づくり、子供たちがお互いの良さを認め合い良さを伸ばす教育」を継続していきたい。小規模校・西気賀の魅力を強めていくため、地域に協力を求める体制づくりをしていきたい。

学校教育目標「湖畔に輝ける子ら」

学校経営目標 **主体性が育まれる学校づくり～にしきがっ子を合言葉に～**

合言葉 **にこにこと じぶんから きもちをこめて がんばる子**

＜目指す子供像＞

自分らしさを輝かせながら
様々な場面で主体的に取り
組む子

＜目指す学校像＞

一人一人が主役であり、安心
して精一杯学び、明日も楽し
みな学校

＜目指す教職員像＞

一人一人の子供のよさを捉
え、的確に褒めて伸ばす教
職員

**主体的に学び
共に高め合う（知）**
（自信をつける場）

自分らしく輝く（徳）
湖畔にきらめく さざ波 のように
一人一人がそれぞれ輝く
（自己肯定感・主体性を高める場）

**健やかな心・体をつくる
（体）**
（自信をつける場）

キャリア教育  **かかわる力（人間形成・社会形成能力）**
の視点  **自分を知る力（自己理解・自己管理能力）**

 **考える力（課題対応能力）**
つなぐ力（キャリアプランニング能力）

**自分事として学び、社
会や未来につなげる**

○子供と教師による学びの意味・
価値の共有

○振り返りのタイミングと活動
へのフィードバック

○学びを生かす家庭学習の充実

 **対話を通して学びを深
める**

○全学年に共通した授業展開を
基盤にした、柔軟な展開の追求

○ペア学習・全体交流での対話
的な学び、コミュニケーション
力の育成

○協働的な学びやICTの活用を
生かした授業改善

 **自分を見つめ、自信をも
ってやりぬく**

○自己を振り返る「自分を見つめ
る日」の実施

○目標を細かな段階に分け「見え
る化」し、ポジティブな行動支
援を機能させる

○PDCAサイクルで成長を促す
明日葉カード・行事の設定

 **友達とともに輝く**

○友達のよさを見付ける「輝きを
見付ける日」の実施

○企画力を育む縦割り班・全校活
動への参画体験

○多くの友達と関わる異学年との
交流活動の実施

健やかな生活習慣を築く

○すこやかチェックの実施

○心や体への影響を学ぶ「メディア
の日」の実施(年間5回)

 **進んで運動し、体力を高
める**

○スポーツフェスティバルの実施

○チャレンジ運動の実施

○基礎体力を高めるサーキットレ
ーニングの実施

○適切な目標設定と共有

○スモールステップによる達成感の
向上

西気賀小コミュニティ・スクール

地域とともにある学校づくり推進

学校・家庭・地域(西気賀の子どもを育てる会)が協働して育てる土壌・地域の強みを生かした学校支援活動

社 会 に 開 か れ た 教 育 課 程 の 実 現

細江中学校区で目指す子供像

「夢と希望をもち、力強く歩み続ける子」

はままつの人づくり（未来創造・市民協働）

夢と希望を持ち続ける子供

自分らしさを大切にする子供

これからの社会を生き抜くた
めの資質や能力を育む子供

新学習指導要領【理念：よりよい学校教育を通して よりよい社会を創る】

社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となる子の育成

自分のよさや可能性を認識

他者を価値ある存在として尊重

多様な人々との協働

浜松市立西気賀小学校いじめ防止基本方針【改定のポイント】

改定の概要

○改定概要

- ・本校のいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
- ・いじめの防止等に関する取組を明記
- ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
- ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対処
- ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

2 いじめの防止等に関する取組

- (1) 西気賀小年間指導計画
 - ☒ いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成
 - (2) いじめの未然防止
 - ☒ 学校教育目標「湖畔に輝ける子ら」の具現化を目指し、「主体性が育まれる学校づくり～にしきがっ子を合言葉に～」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。
 - ☒ 6月「命について考える週間」
 - ☒ 子供と共に、未然防止のための取組を展開
 - (3) いじめの早期発見
 - ☒ 子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、子供がいじめを訴えやすい環境を整備し積極的に認知する
 - ☒ 教育委員会と連携、ネットパトロールの活用
 - (4) いじめに対する措置
 - ☒ 教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応
 - (5) 関係機関との連携
 - (6) 学校における教育相談体制の整備
 - (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組
 - (8) いじめが「解消している」状態
 - ☒ いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）
 - ☒ いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと
 - (9) 「浜松市立西気賀小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し
 - ☒ ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況の評価・検証
- ### 3 地域や家庭の役割
- (1) 地域の役割
 - ☒ 地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。
 - ☒ 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。
 - (2) 家庭の役割
 - ☒ いじめ防止対策推進法における保護者の責務
「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）
 - ☒ 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
 - ☒ 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
 - ☒ 子供との触れ合いや対話を大切に、安心感や信頼感を高める。
 - ☒ 子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める。
 - ☒ 携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。
 - ☒ 子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

第3 重大事態への対処

- ☒ 教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめの定義
 - ☒ いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知
 - ☒ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施
 - ☒ 個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
- 2 いじめの理解
 - ☒ いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要
- 3 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - ☒ 学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う
 - (2) いじめの早期発見
 - ☒ 子供がSOSを発信できるようにすること、教職員がSOSに気付けるようにすることが必要
 - ☒ いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知
 - (3) いじめへの対処
 - ☒ いじめへの対処についての体制を整備
 - (4) 地域や家庭との連携
 - ☒ PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
 - ☒ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策

- 1 いじめの防止等のための組織
 - (1) 校内いじめ対策委員会組織と役割

浜松市立西気賀小学校 校内いじめ対策委員会
 校長（委員長）、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任
 （必要に応じて）発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等
☒ 毎月1回定期的に開催、事案が発生した場合は、随時開催
 - (2) いじめの防止等における教職員の役割
 - ① いじめ対策コーディネーターの設置と役割
 - ☒ 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する役割
 - ☒ 会議などの企画・運営
 - ② 教職員の役割
 - ☒ 「浜松市立西気賀小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

4月		5月		6月		7月		8月		9月	
1月		1水	個別面談（予備日）	1土		1月	音楽鑑賞会	1木		1日	資源回収②
2火		2木	全校社会見学(花博) ⑥カット14:05下校 尿検査2次	2日	環境美化の日（浜名湖クリーン作戦）	2火	45年和船④⑤6年カヌー体験①	2金		2月	給食開始、体格測定 委員会活動⑤ 資源回収②～8:00
3水		3金	憲法記念日	3月	VS清掃、45年⑥カット 3年佐藤農園訪問	3水	朝-読み聞かせ	3土		3火	避難訓練
4木	特4日課 新任式、始業式 ●入学式準備	4土	みどりの日	4火	45年和船発足会① ふれあい花壇（昼活動）	4木	4年西部清掃工場見学 委員会活動④ SC来校9:00-12:00	4日		4水	123年ダブルハルカヌー体験
5金	特4日課 入学式	5日	こどもの日	5水	会礼(命について考える) 4年大原浄水場見学	5金	1～6年浜名湖海洋体験 地域ふれあい懇談会	5月		5木	SC来校13:00-17:00
6土		6月	休業日（こどもの日）	6木	ALT来校	6土		6火		6金	
7日		7火	3年⑥カット、委員会活動②	7金	電宮館お話し会①（昼活動） 委員会活動③	7日		7水		7土	
8月	体格測定・視力測定 給食開始、地区別児童会 委員会活動①	8水	朝-読み聞かせ 雑がみ7L缶回収	8土		8月		8木		8日	
9火	1～6年交通安全教室	9木	ALT来校 雑がみ7L缶回収	9日		9火	地区別児童会	9金		9月	
10水	雑がみの日 1235年聴力検査	10金	仲良し地域探検、縦割り遊び 雑がみ7L缶回収 資源回収①15:00～	10月	命について考える日 命について考える週間（～16日） 雑がみの日	10水	明日葉カーテ振り返り 雑がみの日	10土		10火	陸上部活開始 雑がみの日
11木	ALT来校 給食後13:15下校	11土	資源回収①	11火	田植え体験（全校） 全校遊び（昼）	11木	ALT来校 部会水泳記録会（校内実施）	11日	山の日	11水	
12金	給食後13:15下校 計算力実態調査2～6年	12日	資源回収①	12水	朝-読み聞かせ 自分を見つける日(命について考える) ④年下水道教室	12金	123年ダブルハルカヌー体験 クラブ活動② 123年13:50下校	12月	振替休日	12木	ALT来校
13土		13月	資源回収①～8:00	13木	56年なごみ会交流	13土		13火	開庁日	13金	
14日		14火	歯科検診 3年福祉体験	14金	6年浜松博物館訪問	14日		14水	開庁日	14土	
15月	学級清掃	15水		15土		15月	海の日	15木	開庁日	15日	
16火	12年眼科検診	16木	SC来校9:00-12:00 全校代表委員会	16日		16火	⑥カット14:05下校 個別面談PM	16金	開庁日	16月	敬老の日
17水	1年生を迎える会+縦割り発表会(児)	17金	宿泊訓練保護者事前説明会	17月	教育相談週間～23日 SC来校13:00-17:00	17水	個別面談PM 給食終了 30分間回泳(校内実施)	17土		17火	45年和船⑤
18木	6年全国学力学習状況調査(算)	18土		18火	45年和船② 水泳部活開始	18木	浜名湖海洋体験予備日 ⑥カット14:05下校 個別面談予備日	18日		18水	
19金		19日		19水	6年こころの劇場 6年弁当	19金	特4、終業式 11:50下校	19月	開庁日	19木	SC来校9:00-12:00
20土		20月	雑がみの日	20木	ALT来校 12年ひまわり会交流 雑がみの日	20土	夏季休業期間～8/29	20火		20金	456年カヌー体験 雑がみの日
21日		21火	14年心電図検査	21金		21日		21水		21土	
22月		22水	給食後13:15下校 尿検査3次	22土		22月		22木		22日	
23火	56年新体カテスト(休2)	23木	ALT来校 14年耳鼻科検診 3456年交通安全リ-ダーを語る会	23日		23火		23金		23月	秋分の日
24水		24金		24月	学校保健週間(～6/28)	24水		24土		24火	45年和船直前練習⑥
25木	ALT来校	25土		25火	45年和船③ 56年薬学講座6校時	25木		25日		25水	新体カテスト(全学年)
26金	⑥カット14:05下校、個別面談	26日		26水	食育講座	26金		26月		26木	新体カテスト予備日 ALT来校
27土		27月		27火	授業参観日4・5校時 4～6年学校保健委員会5校時 ALT来校、SC来校9:00-12:00	27土		27火		27金	⑥カット14:05下校
28日		28火		28金	クラブ活動① 123年13:50下校	28日		28水		28土	
29月	昭和の日	29水	防犯教室 給食後13:15下校	29土		29月		29木		29日	
30火	給食なし下校、授業参観、PTA総会 避難訓練&引渡訓練 ●個別面談、雑紙の日	30木	45年三ヶ日青年の家宿泊訓練 雑がみの日	30日		30火		30金	特4、始業式 防災週間(～5)、雑がみ7L缶回収 ●資源回収②15:00～	30月	前期終了、雑がみの日
		31金	45年三ヶ日青年の家宿泊訓練 SC来校13:00-17:00	31水		31月		31木	資源回収②		
日	18日	日	21日	日	20日	日	14日	日	1日	日	19日
給	15回	給	20回	給	20回	給	11回	給	0回	給	19回

2024/5/17

(様式1)

令和 6年 5月17日

浜松市立西気賀小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 名倉 和弘 様

浜松市立西気賀小学校運営協議会
会長 柴田 昌男

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和6年5月16日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 西気賀地区は、引佐細江湖に接し、船が生活を支える乗り物であったという地域の特色を生かして、長年和船とカヌーの体験活動に取り組んでいる。今後も、長く続けていきたい。また、浜名湖での学習を安全に行い、充実させていきたい。
⇒ ・引佐細江湖1周に向けての練習・当日にはボランティアの協力が必要。
・1～3年が行う「ダブルハルカヌー」の熱中症対策が必要。
・全校での浜名湖海洋体験の移動手段・安全対策が必要。
- ② 西気賀地区は、姫街道が通り、歴史的な遺産や自慢となる場所も多い。この地域について学び、地域を愛する（自慢に思う）児童を育てたい。
⇒ ・地域に詳しいボランティアの方々を招き、教えていただいたり、体験させていただいたりする活動を行う。
- ③ 児童が様々な本に出会い、心豊かに育てたい。
⇒ ・地域やPTAボランティアの方による読み聞かせを行う。
・様々なジャンル・新しい本を購入する。

※敬称を略させていただきます。

【年間】

- ・安全ボランティア 小川正寛、藤原正己
- ・読み聞かせボランティア(5月から2月の年間9回)
 - ◎長谷川昌美、藤本久美子、柴田久仁子、鶴見啓子、金子 緑、内山博子、豊田晴世、豊田晶子、中嶋雅子、西岡由紀子、大谷亜由美、風間あゆみ
- ・和船ボランティア(6月から10月の年7回)
 - ◎藤原正己、柳瀬幸一、名倉安晴、伊藤 博、豊田勝人、縣 功、縣玄之助、杉浦雅巳、柴田昌男
- ・クラブボランティア(6月から10月の年4回)
 - 図工：鶴見敏明 つり：内山保広 手芸：豊田美千代
- ・スクールガードリーダー(月に1～2回) 大場正美

【5月】

- ・読み聞かせ①(読み聞かせボランティア)
- ・3～6年総合・1～2年生活科
 - バラ園 伊藤容子、伊藤隆
- ・6年総合 寸座漁港 藤原正己
- ・交通安全リーダーと語る会
 - (細江警察署員、地区交通安全推進員、スクールガードリーダー、PTA 会長、PTA 副会長、PTA 安全パトロール委員)
 - 中嶋二郎、藤原和孝、大場正美、豊田晴世、鶴見香央利、内山博子、豊田康恵)
- ・6年社会 租税教室 宮澤憲一
- ・4・5年総合 姫街道資料館訪問
- ・全学年 防犯教室 竹本五三(スクールサポーター)、細江警察署員



【6月】

- ・ 3年総合 金龍寺・臨湖山公園
- ・ 6年社会 土器 中嶋雅子
- ・ 3年社会 佐藤農園（ガーベラ栽培）
- ・ 5・6年保健 がん教育講座
北区健康づくり課保健師 夏目
- ・ 読み聞かせ②（読み聞かせボランティア）
- ・ 2・3年 なごみ会交流
- ・ 竜宮館お話し会 平澤千安紀、柴田久仁子、河合則子
- ・ 3年社会 とよだ農園（みかん栽培）
- ・ 和船発足式、ボランティア総会、和船活動①
和船ボランティア、育てる会（西岡由紀子、原）
三ケ日青年の家所員、PTA（豊田晴世、風間あゆみ）
- ・ エビシダ漁（シダ・タモ） 村上敏夫
- ・ 1・6年 ひまわり会交流
- ・ 全学年 歯科講座 北区健康づくり管理栄養士 池谷、大城
- ・ 和船活動②（和船ボランティア、西岡由紀子）
- ・ 4・5・6年 学校保健委員会 NPO 法人魅惑的倶楽部 鈴木恵子
- ・ クラブ活動①（クラブボランティア）



【7月】

- ・ あいさつ運動 北区保護司会
- ・ 和船活動③（和船ボランティア、三ケ日青年の家所員、西岡由紀子）
- ・ 読み聞かせ③（読み聞かせボランティア）
- ・ クラブ活動②（クラブボランティア）
- ・ 和船活動④
（和船ボランティア、三ケ日青年の家所員、西岡由紀子）
- ・ 1・2・3年 ダブルハルカヌー体験①
三ケ日青年の家
- ・ 職員校内研修 カヌー体験 杉山秀敏、藤原正己



【9月】

- ・ 1・2・3年 ダブルハルカヌー体験② 三ケ日青年の家
- ・ 4・5年 和船について講話 藤原正己
- ・ スポーツフェスティバル（地域種目：レクダンス）
なごみ会
- ・ 読み聞かせ④（読み聞かせボランティア）
- ・ 4・5・6年カヌー体験活動 杉山秀敏、藤原正己
- ・ 和船活動⑤（和船ボランティア、三ケ日青年の家所員）
- ・ 3年総合 UD 講座 北区振興課 滝口
- ・ クラブ活動③（クラブボランティア）



【10月】

- ・ 2年生活科 図書館訪問（細江図書館）
- ・ 3年社会科見学（みをつくし文化センター・マックスバリュ細江店）
- ・ 和船直前練習⑥（和船ボランティア、西岡由紀子）
- ・ 読み聞かせ⑤（読み聞かせボランティア）
- ・ 4・5年 ほほえみ会交流
- ・ クラブ活動④（クラブボランティア）
- ・ 細江湖一周（和船ボランティア、三ケ日青年の家、
4・5・6年 PTA 有志）
- ・ 3年尉ヶ峰登山 鶴見敏明



【11月】

- ・ 3年社会科 スクール119 北消防署
- ・ 竜宮館お話会 平澤千安紀、柴田久仁子、河合則子

- ・いい声掛けデー 健全育成会
- ・6年家庭科 ミシン 豊田康恵
- ・音楽部活 合唱指導 浦井裕子（アクト音楽学院）
- ・読み聞かせ⑥（読み聞かせボランティア）
- ・4・5年 SDGs 講座 市職員：伊藤・鈴木
- ・2年生活科 まち探検（氷工房にはし）



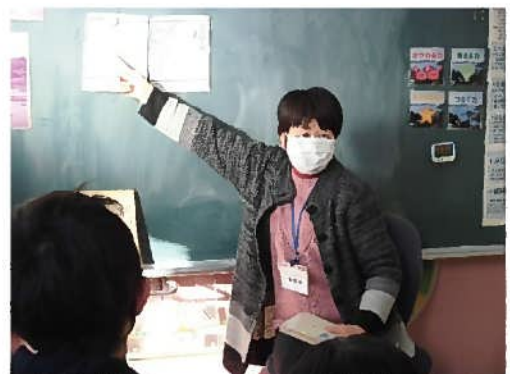
【12月】

- ・2年生活科 まち探検（キャロウェイ）
- ・4年国語「うなぎのなぞを追って」 事前インタビュー 村上漁網店
- ・読み聞かせ⑦（読み聞かせボランティア）
- ・5・6年音楽 合唱指導 初村則子（アクト音楽学院）
- ・4・5年 歴史講座 上嶋裕志



【1月】

- ・竜宮館お話会 平澤千安紀、河合則子、柴田久仁子
- ・読み聞かせ⑧（読み聞かせボランティア）
- ・全校音楽 合唱指導 初村則子（アクト音楽学院）
- ・4、5、6年 和船船底清掃作業 三ヶ日青年の家
- ・6年 家庭科「SDGs とエシカル消費講座」
浜松市 市民生活課くらしのセンター 山田



【2月】

- ・ありがとう集会（対象：41名）

ボランティアの皆様ありがとうございました。

令和6年度 西気賀小学校職員一覧



校長 村松昌彦



教頭 徳増弘宣



教務 提髪英幸



1・2年 森田絵奈



3・4年 谷川勇介



5・6年 村田友香



養護 山田志保



事務 鈴木 瞳



給食員 井ノ口せい子



相津かおり



河合千保美



小規模小支援 酒井恵子



土屋雅昭



図書館補助 平澤千安紀



理科支援 井村悦子



ALT Ashley



校務アシスタント
CSディレクター 間渕由利子



栄養職員 大澤真実



用務員 渡邊秀世



土射津好史



富田澄代



足立りつ子

※間渕・大澤は伊目小と、
井村は気賀小と兼務の
職員です。

22名、よろしくお願いします。

(様式2)

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

＜本年度の目標＞

※ 協議会で設定した取組目標を記載する。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。

※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に記載する。

※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

※ 参考資料【熟議チェックシート】等をもとに、振り返りを行う。

※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

※ 委員個人の意見だけではなく、協議会としての視点で記載する。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。

＜評価項目4＞ 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点

※ 委員個人の目標だけではなく、協議会全体としての目標を記載する。

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 2 9 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

改正 令和 5 年 8 月 3 1 日 浜松市教委規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 7 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

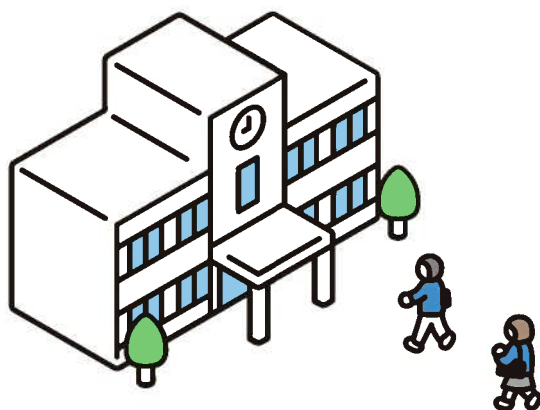
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

逐条解説

浜松市学校運営協議会規則



学校教育部教育総務課
(令和6年1月19日改訂)

趣旨

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

- 「必要な事項」とは、地教行法第47条の5の各項にある、次の項目である。規則の第2条以下で各項目の詳細を定めているので、この逐条解説において、以下説明する。
 - ① 協議会で承認を受けるべき事項
 - ② 協議会が意見申出する教員の採用その他の任用に関わる事項
 - ③ 協議会の委員の任免の方法及び任期
 - ④ 協議会の議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項

定義

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

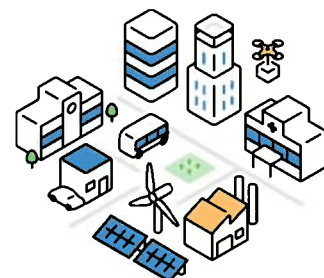
- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

- 規則内における、用語の定義を示した条文である。
- 「対象学校の所在する地域」とは、通学区域のことである。

目的

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、未来創造への人づくり及び市民協働による人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

- 学校運営協議会制度の理念と目的を示した条文である。本市の教育理念である「未来創造への人づくり」と「市民協働による人づくり」との関連性を明記した。
- 本制度の目的は、学校がコミュニティ・スクールとなることで、子供・地域の現状、学校の課題や教育目標、学校運営の基本方針等を学校と地域が共有し、保護者や地域住民等の学校運営への計画段階からの参画が促進され、保護者や地域住民等が当事者として、学校とともに「特色ある学校づくり」を進めることである、ということを示している。



設置

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

- 年間数回の協議会で、複数校の学校運営の基本方針の承認や、必要な支援策を熟議していくのは容易なことではなく、各学校に協議会を設置することが原則である。
 - 2以上の学校について一の協議会を置くことができる場合は、文部科学省令によって、以下の3つの場合が規定されている。
 - ① 学校教育法施行規則第79条の9第1項に定める小中一貫校
 - ② 学校教育法第71条に定める中高一貫校
 - ③ 小学校と、その小学校の児童の多数が進学する中学校が相互に密接に連携し、地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会が相互に密接な連携を図る必要があるとして必要性を認めた場合
 - 協議会には任意の呼称・愛称をつけることができる。ただし、公的な書類（委員の推薦・解任報告、開催通知、会議録、傍聴券等）や、ホームページには、正式名称「浜松市立●●学校運営協議会」を記載する。
 - 学校運営協議会は教育委員会の「附属機関」のため、「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」の適用を受ける。
- ※「浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針」は、末尾で解説する。

協議会の役割

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- 「児童生徒の健全育成に資する事項に関すること」は、校長が認める学校教育外における事項である。例えば、登下校の防犯や交通安全を目的とした見守りなどが考えられる。
- 「情報提供」の例としては、学校ホームページへの掲載や、学校だよりやC S通信等の広報紙の活用が考えられる。
- 協議会委員のうち、PTA役員や自治会役員などへは、所属団体へ協議結果に関する情報提供を行うよう呼びかけるなど、制度の趣旨等が広まるよう、学校からも働きかけを依頼する。

対象学校の運営に関する基本的な方針の承認

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

- 学校運営の基本方針の承認は、地教行法 47 条の5第4項に定められている、協議会で行う必須事項である。
- 教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想の基本的な方針は、各学校のグランドデザイン等に示されているが、最低限、以下の事項については、毎年承認を得るべきである。
 - ① 学校の目指す子供の姿
 - ② 学校教育目標
 - ③ 経営の重点及び具体的な取組
- 文部科学省が行った実態調査では、「承認」「意見付き承認」「修正意見付き承認」の3つのケースがあり、最後まで承認されなかったケースはない。承認に際して修正や意見が付された場合は、議論を尽くして成案を得るように努めなければならない。
- 年度当初から教育活動が行いやすいよう、翌年度の学校運営の基本方針を現年度中に承認を得ることも可能である。
- 万が一、協議会や特定の委員が著しく適正を欠き、承認が得られない場合は、教育委員会が必要な措置を講じることになる。

対象学校の運営等に関する意見の申出

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

- 意見申出は、以下の三つの条件を満たす内容でなければならない。
 - ① 学校の運営に関する基本的な方針の実現に向けた内容で、協議会として意思決定されている
 - ② 特定の職員に関する意見でない
 - ③ 校長の意見を聴取している
- 「職員」の範囲は、地教行法第31条に定めるとおりである。
（学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員）
- 意見申出については、【学校運営等に関する意見申出の手引】を確認のこと。
なお、手引と書式等は、ミライム・共通キャビネットに格納する。
（10 教育総務課（共通）⇒ 1005-01 コミュニティ・スクール ⇒ 08 意見申出）
- 原則として意見申出に対して個別に回答は行わないが、教育委員会が必要と認めた場合は会長に回答する。なお、採用その他の任用に関する意見申出は、地教行法第36条に規定される校長の意見具申権を上回るものではない。

対象学校の運営等に関する評価

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

- 「学校評価における関係者評価」と「学校運営協議会の自己評価」についての規定である。
- 学校評価は、学校関係者評価を行うことを含めて、実施・公表・報告の義務が浜松市立小中学校管理規則等に定められている。実施方法等、詳細は、本市の学校評価実施要項を確認されたい。なお、関係者評価を行う際は、現状と改善案を端的に示すよう努めること。
- 協議会の自己評価は、結果を学校だよりやCS通信、ホームページ等で公表することが望ましい。自己評価の項目は当面教育委員会で指定するが、各協議会で項目を追加する場合、当年度の熟議の結果を踏まえた翌年度の取組内容となるよう設定する。評価の視点は以下のようなものが考えられる。
 - ① 学校や児童生徒の状況を把握した上で熟議ができたか。
 - ② 児童生徒にとって教育の質の向上や多様な学習活動に資する熟議であったか。
 - ③ 教員にとって授業改善に資する熟議であったか。
 - ④ 地域にとって地域の活性化に資する熟議であったか。
 - ⑤ 学校、地域、家庭で行うべきことを明確にできていたか。
 - ⑥ その他、協議会の開催時期や回数、熟議の方法、支援の方法や時期、学校と地域の負担、家庭・地域への周知、次年度に向けて改善すべき点等。

委員

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

- 学校運営協議会をどのように活用していきたいかが、委員候補の選定の際のポイントである。
- 第2項は委員の構成を示しており、(1)～(3)で掲げた者は、地教行法で必置となっている。
 - ▷ (1)は自治会関係者、民生委員・児童委員、元PTA役員などが考えられる。民生委員・児童委員を選任する場合は主任児童委員とすることが望ましいが、事前に地区民生委員・児童委員

協議会長に連絡・相談すること（浜松市民生委員児童委員協議会からの依頼による）。

- ▷ (2)はPTA役員など、(3)は学校支援コーディネーターなど、(4)は大学の教員や元教員などの学識経験者、NPO関係者、地元企業の代表者、弁護士などが考えられる。
- 委員は3人以上10人以内（小中一貫校など合同協議会を置いた場合には15人以内）となるが、7～8人が最も深まりのある熟議となる傾向にある。
- 委員就任の打診をする際、自治会長や民生委員・児童委員などは様々な協議会の委員となるケースが多いため、過度な業務負担とならないように、十分な配慮が必要である。また、協議会の成立には過半数の委員の出席が必要なため（規則第14条第2項）、出席できる可能性が高い方に依頼する必要もある。必要に応じて、副自治会長、元自治会役員、元民生委員・児童委員等に就任を依頼することも検討されたい。
- 委員の追加（人数の増加）は、特別な事情がない限り認めない。
- 委員の推薦にあたり、校長の判断で公募を実施することも可能だが、その場合は面接を実施するなどして、校長の責任の下に教育委員会に推薦する。
- 委員就任の可・不可は、以下の例を参考に判断する。不明点は教育総務課・地域連携グループへ相談を。

委員になれないケース

- 自校の教職員（再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員を含む）
 - ▷ 校長の監督下にあるため、委員とするのは不适当である。協議会への参加は、本来業務となる。
- 自校の地域を管轄している協働センターの職員
 - ▷ 協議会への参加が本来業務とみなされるため、委員になれない。なお、協働センター職員にはオブザーバーとしての参加を積極的に求めていくのが望ましい。
- 教育委員
 - ▷ 教育委員は教育委員会を構成する委員である。学校運営協議会は教育委員会の附属機関であり、また、教育委員会は規則第7条に基づく意見の申出先で、かつ職員の採用・任用の決定権者である。よって、教育委員を協議会委員として推薦するのは好ましくない。

委員になれるケース

- 他の特別職の公務員
 - ▷ 主に市議会議員、民生委員・児童委員、主任児童委員などが該当する。
 - ▷ 「他の特別職」の業務に支障が出る恐れがあるため、本人に、業務を所管する部署や任用担当課に、事前に兼務の可否を確認するように促す必要がある。
- 浜松市の正規職員
 - ▷ 市役所職員、他校の教職員、消防署・幼稚園・保育園等の職員が該当する。
 - ▷ PTA役員として等、協議会への参加が本来業務とならない場合に限り、就任が可能である。（市の職員であることを理由にした推薦は不可。）なお、「浜松市非常勤の特別職の報酬及び費用弁償並びにその支給条例」第5条により、委員報酬は支給されない。
- 浜松市の再任用職員・会計年度任用職員（自校の教職員を除く）
 - ▷ 会計年度任用職員は、主に他校の支援員・ヘルパー・補助員、部活動指導員、市役所の一般事

- ▷ 再任用職員・会計年度任用職員は、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。（学校関係職員は、教職員課への兼業の届出が必要となる。）
- ▷ 報酬は、協議会が職務の時間外に開催される場合に限り受け取ることができる。（年休等、休暇を取得して参加する場合は報酬受取不可のため、学校宛てに報酬受取辞退の書類の提出が必要となる。）
- ▷ 臨時講師の扱いは、浜松市の正規職員と同じである。

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

- 《委員の任期の考え方》



委員の解任

第 11 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

- 委員の解任条件及び解任手続きについて規定した条文である。
- 委員が欠けたときは、校長は必要に応じて速やかに補欠の委員を選任し、教育委員会に推薦するものとする。
- 校長から教育委員会への解任の報告等は、教育委員会が別に定める書式により行う。なお、報告書に解任の理由を記載するため、経緯をあらかじめ把握されたい。

委員の守秘義務等

第 12 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

- 特別職の地方公務員である協議会委員には、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 4 条の規定により、地公法が適用されないが、学校教育に関わることから、地方公務員と同様に、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限や、委員の地位を営利行為や宗教活動等に不当に利用することの禁止についての規定を設けたものである。
- 協議会の議題によっては、個人情報（氏名や住所のみならず思想・信条・病歴なども含む）や、センシティブ情報（知られた場合に悪用や本人への不利益が考えられるもの）を扱うことも考えられるため、そのような場合は、守秘義務に関して特に委員への注意喚起が必要である。
- 協議会委員が選挙を手伝うことは問題ないが、協議会委員であることを前面に出して活動することは、「委員としての地位を不当に利用すること」に該当する。



会長及び副会長

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 3年ごとの委員改選後1回目の協議会で、必ず会長を選出する必要がある。
- 会長・副会長の任期は、委員の任期に準じる。一度選出された会長は、委員を退くまで継続となるので、毎年度1回目の協議会で新たな会長を選出する必要はない。
- 任期途中で何らかの理由により会長が欠けた場合、原則として後任の会長を選出する。

会議の運営

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

- 会議の運営について定めた条文である。
- 協議会の開催通知は会長名で作成する。ただし、3年ごとの委員改選後1回目の開催通知に限り、会長が選出されていないため、校長名で作成する。
- 議長は、出席委員の互選で、協議会1回ごとに選出する。進行上、年間を通して議長を決めておいてもよいが、その場合でも、議長はその都度、委員の立候補か、別の委員からの推薦により決定する。なお、議長には、議論を深めるために多くの委員の意見を求めるファシリテート力が要求される。議長の力量により熟議の成果が左右されるため、議長の選出にあたっては考慮が必要である。
- 協議会は、委員の過半数（例：委員8人の協議会の場合5人以上）の出席が必要である。半数以下の委員の出席しかない場合、協議会として成立せず、委員報酬を支払うことができないため、協議会の冒頭で必ず開催要件を確認する。
- 委員の代理出席は認められない。
- 委員のリモート参加は出席扱いとなる。この場合、出席した時間帯は、映像・音声で意思の疎通が確認できている間とする。
- 委員以外の出席者として、オブザーバーや委員でない学校支援コーディネーターが考えられるが、守秘義務は委員同様に守ることが求められる。
- 協議会委員と児童生徒の意見交換は、議題・テーマによっては奨励される。（令和5年4月1日施行のこども基本法の趣旨にも合致する。）なお、この場合には、守秘義務が問題とならないような議題・テーマとするよう、留意が必要である。

会議の公開

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

- 協議会は原則として公開であり、会議開催の2週間前までに、会議の日時や場所、議題などの情報を、学校ホームページに公開しなければならない。（会議を非公開とする場合を含む。）また、会議開催ごとに会議録を作成し、学校ホームページに公開しなければならない。
- 児童生徒の学習・生徒指導・心身等の個別の配慮が必要な場合や、個別の家庭事情の情報など、個人情報等を取り扱う会議は、非公開の秘密会とすることができる。
- 傍聴希望の申出は、傍聴申込書の提出又は会議当日の傍聴受付簿への記載が考えられる。なお、会議録には、傍聴人の人数のみ記載する。

研修

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

- 教育委員会は、協議会委員、教職員、学校支援コーディネーター、CSディレクター等、関係者への研修を実施する。

協議会の適正な運営を確保するために必要な措置

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

- 協議会の適切な運営がなされるよう、教育委員会が必要に応じた指導・助言を行う。
- 万が一、協議会の適正な運営が確保されない場合に措置を講じる手順は、以下のとおりとする。
 - ▷ 校長から教育委員会教育総務課へ連絡
 - ⇒ 教育委員会による校長と会長への聞き取り及び協議会の視察
（措置が必要と判断した場合）教育委員会から会長又は委員への助言又は指導
 - ⇒ ケースによって、協議会の運営の一時停止又は委員の解任

細目

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 学校支援コーディネーター、CSディレクターに関することは、要綱で定める。
- その他、必要に応じて詳細を要綱・要項・要領・基準等の形で定める。

浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針

附属機関とは、市長・教育委員会等が行政執行に必要な専門家等の意見を聞くために市の内部に置く合議制の機関で、行政側からの委嘱を受けた委員が調査、審議、審査、調停等を行うものである。執行機関の要請により意見を述べる権限のみを持ち、執行機関に対して責任を負い、執行権は持たない。

学校運営協議会は教育委員会の附属機関であり、教育委員会が各学校に協議会を設置するとともに、設置校の運営や教育活動に対する意見を述べるよう要請している。また、執行権がないため、学校運営協議会自身は、具体的な活動（学校支援活動全般）の主体となることができない。

（委員の選任）

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的又は所掌事項に照らし、当該附属機関が実質的かつ効果的な活動ができるよう、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 専門的な知識、公平・中立性確保等設置の目的が的確に達成される委員構成とすること。この場合において、市民から選任するよう努めるものとする。
- (2) 委員数は、原則として10人以内とすること。
- (3) 同一人を委員として選任できる機関の数は、2機関までとすること。
- (4) 男女の登用率は、委員定数の35%を下回らないこと。
- (5) 職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- (6) 委員の任期は、法令等に定めのない限り3年を限度とすること。
- (7) 同一の委員について6年又は連続して2任期（いずれか短い期間）を超える委嘱をしないこと。

- ・ (3)の規定は、学校運営協議会においては適用しない。
- ・ (4)の規定は、すべての協議会の委員の合計で計算する。個々の協議会で男女どちらかの委員が35%を下回っても問題ないが、男女バランスよく選任した方が、熟議が深まりやすい傾向があるため、可能な限り男女ともに委員として推薦する。
- ・ (5)の規定は、市の職員という地位を理由にして委員には選任できないというものである。（保護者代表としてPTA役員である市職員を選出する等、市の職員であることを理由としない場合であれば、委員とすることが可能。）
- ・ (6)(7)の規定により、学校運営協議会規則の規定に関わらず、同一人物を連続して委員とできるのは原則2期6年までとなる。



（委員の公募）

第5条 附属機関の設置目的又は所掌事項を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事項に照らし、行財政改革を所管する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

2 公募による市民委員の資格、選考方法その他必要な事項は、浜松市附属機関の委員の公募に関する要綱に定めるところによる。

- 学校運営協議会は全市的に関わることを所管しないため、委員は「市民委員」に該当しない。よって、委員を公募する必要はない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営については、次に掲げる基準により、その透明性を確保し、多くの市民が市政に関与できる仕組みを構築するものとする。

- (1) 附属機関の会議開催等、運営に関する基本情報は、これを明らかにすること。
- (2) 附属機関の会議は原則として公開すること。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- (3) 附属機関の会議は、会議録を調製し、原則として公開すること。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- (4) 附属機関の会議に使用した資料は、原則として公開すること。非公開とするときは、その根拠を明らかにすること。
- (5) 附属機関の会議録の作成及び公開並びに会議の公開に関し必要な事項は、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱及び浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に定めるところによる。

- (1)の規定により、委員名・開催日時・開催場所・会議の公開／非公開などの学校運営協議会の基本情報は公開しなければならない。なお、委員は「承諾書」を提出しているので、氏名を公開することに問題はない。
- (2)の規定により、協議会は原則として公開とし、非公開とするときは、その理由を明らかにする。規則第15条と同じである。
- (3)(4)の規定は、会議録と会議資料を公開するというものである。協議会后に、学校ホームページに会議録と会議資料を掲載する。



第 47 条の 5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第 55 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

《修正履歴》

令和2年5月21日修正

頁	旧	新
5	・校務アシスタント、支援員、部活動指導員などの会計年度任用職員（自校のCSディレクターを除く）についても、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。	・他校の校務アシスタント、支援員、部活動指導員などの会計年度任用職員についても、所属する任用担当課の許可を受ければ、委員となることができる。
5	・自校の教職員（再任用職員を含む）及び協働センター職員は、協議会への参加が本来業務とみなされるため、委員となることはできない。	・自校の教職員（再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む）及び協働センター職員は、協議会への参加が本来業務とみなされるため、委員となることはできない。

令和6年 月 日修正

規則改正に伴う全面的な改訂